

医療安全トピックス TOPICS

Vol.106

佐野 実央

前日本医療機能評価機構産科医療補償制度運営部再発防止課

土屋 奈津美

日本医療機能評価機構産科医療補償制度運営部総務調整課 課長

原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例について 「第9回 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」より

重度脳性麻痺により、産科医療補償制度^{*1}の補償対象となった事例のうち、「脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例」が一定数あることから、これらの事例について背景や傾向を分析し、代表的な事例を紹介することは産科医療の質の向上のために重要であると考え、テーマとして取り上げました。

「第9回 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」(以下：第9回報告書)で分析対象となった2113件^{*2}のうち、「脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例」は876件(41.5%)でした。これら876件の事例はさまざまな背景の事例が含まれているため、図表1に示すA群～D群の4群に分類し、「脳性麻痺発症の主たる原因が明らかであるとされている事例」(O群)と比較して分析しました。

●分析結果

分析対象事例876件について、図表1に示すA群～D群の4群に分類した上で、これらの背景について検討しました。その結果、急速遂娩の実施がなく、出生時の児に酸血症、仮死がない事例であっても脳性麻痺を発症している事例が一定数あることがわかりました。そのため再発防止委員会では、学

会・職能団体に対して、これらの事例に関する研究を促進することを要望しています。

●代表的な事例の紹介

産科医療補償制度のホームページの中にある「再発防止に関する報告書・提言」^{*3}のページには第9回も含む「再発防止に関する報告書」が掲載されています。

第9回報告書の第3章「テーマに沿った分析」の1項目として「IV. 原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例について」(19～45ページ)^{*4}がまとめられており、この中でA群～D群それぞれの代表的な事例を紹介しています。

★1 産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上をはかることを目的とした制度である

★2 http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/documents/prevention/report/pdf/Saihatsu_Report_09_All.pdf

★3 <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/documents/prevention/index.html>

★4 <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/documents/prevention/theme/addition/specificdifficultcases.html>